

『部落差別解消法』より学ぶ

大分県教育庁 人権・同和教育課

「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が平成 28 年（2016 年）12 月 16 日に公布、施行されました。全 6 条からなる法律で「部落差別」の名称を冠した初めての法律となります。

部落差別の問題（同和問題）は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域出身であることや、そこに住んでいるという理由で日常生活の上で様々な差別を受ける、日本固有の重大な人権侵害です。

残念ながら、今なお、結婚の際の身元調査や就職試験で本籍地や親の職業を尋ねるなど本人の能力や適性に関係のない質問をするといった事案、又は、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案が発生しています。差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。『部落差別解消法』の趣旨をふまえ、積極的に取り組むことが必要です。

どのような法律なのでしょう？

<ポイント>

- 現在もなお部落差別が存在するとの認識が法で新たに示された。（第一条）
- 部落差別は日本国憲法に照らして「許されないものである」「解消することが重要な課題である」と明記された。（第一条）
- 部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記された（第五条）

なぜ、今 施行されたのでしょうか？

<制定の社会的背景>

- インターネットの普及により部落差別は拡大し、悪質化している。（「匿名性」を利用）
 - 特定地域の動画配信、差別発言の横行
- 「戸籍謄本等不正取得事件（プライム事件）」「全国部落調査」復刻版出版など相継ぐ差別事件が起きている。
 - 「これは、ひどい！」「もう見逃せない」
- 特措法失効後は、部落差別の現実に対する無視や軽視、認識不足が広がってきた。

関連

さまざまな『差別解消法』

- ・平成 18 年（2006 年）
障害者権利条約、障害者基本法が改正
- ・平成 28 年（2016 年）
障害者差別解消法が施行
- ・平成 28 年（2016 年）
ヘイトスピーチ解消法が施行
 - 「差別」という文言が入った法律が次々と制定され、障がい者、外国人の権利を求める運動が、部落問題へとつながる。

どのように活用していけば良いのでしょうか？

第五条には、部落差別の解消には教育及び啓発の果たす役割が大きいことを示しています。つまり、学校においては、部落問題について学習することの必要性が改めて示されたということです。



※部落問題学習を進めましょう

個人人権課題（小一中一高）学習系統表<同和問題編>

平成 28 年教育庁人権・同和教育課作成 を活用してください。

これまでの政策の経緯と関連させてとらえることが大切です。

< 部落差別を解決するための政策と経緯 >

昭和 40 年 (1965 年) 「**同和対策審議会答申**」

→同和問題は憲法で保障された基本的人権に関する重大な社会問題であることや、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識が示された。
部落差別の解消には、環境整備、差別に対する法的規制、司法的に救済する道を拡大することの3点が必要であることが明記されている。

昭和 44 年 (1969 年) 「**同和対策事業特別措置法**」 施行 【時限法】

→同和対策事業が目的。以後、法律の延長や名前の変更を行いながら、33年間にわたり対策事業が実施された。

昭和 57 年 (1982 年) 「**地域改善対策特別措置法 (地対法)**」 施行 【時限法】

昭和 62 年 (1987 年) 「**地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (地対財特法)**」 施行 【時限法】

平成 5 年 (1993 年) **同和地区生活実態把握等調査** (総務庁地域改善対策室)

→住環境面の改善は進んだが、差別意識や差別事件については、まだ十分な成果が上がっていないことが明らかになった。

33年間にわたり対策事業を実施

平成 8 年 (1996 年) 「**同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本方向について**」

< 意見具申 > 地域改善対策協議会

→同和問題は過去の問題ではなく、依然として重要な課題であるという認識を示す。更に、この問題の解決に向けた今後の取組みを人権に関わる問題の解決につなげていくことを明示した。

平成 12 年 (2000 年) 「**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**」

平成 14 年 (2002 年) 特別措置法の期限切れ

3月に、「**人権教育・啓発に関する基本計画**」策定

→総合的な人権教育が進められる。ただし、部落問題学習への取組が弱まり、『部抜き、差抜き』という批判もある。

平成 28 年 (2016 年) 『**部落差別の解消の推進に関する法律**』 施行 【恒久法】

→同和地区の有無に関わらず、部落差別を解消するための教育及び啓発をしっかりと進めて行く必要がある。部落問題をしっかりと教え、部落問題に対する知的理解と人権感覚を高めるための主体的な教育活動が求められる。

まず、『**部落差別解消法**』全文をじっくり読んでみましょう。

教職員間で、この法律制定の目的や内容の理解を深め、部落差別の現状を正しく認識することが必要です。その上で、法律の趣旨をふまえた教育実践につなげることが重要です。

「部落差別の解消の推進に関する法律」全文

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(注) 下線・太字は人権・同和教育課記入

教職員学習資料

『部落差別解消法』より学ぶ



大分県教育庁人権・同和教育課

1

『部落差別解消法』とは



正式な名称は、「部落差別の解消に関する法律」で平成28年(2016年)12月16日に公布、施行されました。全6条からなる法律で「部落差別」の名称を冠した初めての法律となります。

部落差別の問題とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられ、特定の地域出身であることや、そこに住んでいるという理由で日常生活の上で様々な差別を受ける、日本固有の重大な人権侵害です。残念ながら、今なお、結婚の際の身元調査や就職試験で本籍地や親の職業を尋ねるなど本人の能力や適性に関係のない質問をするといった事案、又は、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。

2

どのような法律なのでしょう？

<ポイント>

- 現在もなお部落差別が存在するとの認識が法で新たに示された。(第一条)
- 部落差別は日本国憲法に照らして「許されないものである」「解消することが重要な課題である」と明記された。(第一条)
- 部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記された(第五条)

3

なぜ、今 施行されたのでしょうか？

<制定の社会的背景>

- インターネットの普及により部落差別は拡大し、悪質化している。「匿名性」を利用
 - 特定地域の動画配信、差別発言の横行
- 「戸籍謄本等不正取得事件(プライム事件)」「全国部落調査」復刻版出版など相継ぐ差別事件が起こっている。
 - 「これは、ひどい!」「もう見逃せない」
- 特措法失効後は、部落差別の現実に対する無視や軽視、認識不足が広がってきた。

4

さまざまな『差別解消法』の施行

→「差別」という文言が入った法律が次々と制定され、障がい者、外国人の権利を求める運動が、部落問題へとつながっています。

- 平成28年4月「障害者差別解消法」
(正式名「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」)
- 平成28年6月「ヘイトスピーチ対策法」
(正式名「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」)
- 平成28年12月「部落差別解消法」
(正式名「部落差別の解消の推進に関する法律」)



5

部落問題を解決する政策と経緯

昭和40年(1965年)「同和对策審議会答申」

→同和問題は憲法で保障された基本的人権に関する重大な社会問題。早急な解決は国の責務であり国民的課題である

昭和44年(1969年)「同和对策事業特別措置法」施行

→同和对策事業が目的。以後、法律の延長や名前の変更を行いながら、33年間にわたり対策事業実施

平成5年(1993年)同和地区生活実態把握等調査(総務庁地域改善対策室)

平成8年(1996年)「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本方向について」<意見具申>地域改善対策協議会

→同和問題は過去の問題ではなく、依然として重要な課題であるという認識を示す。更に、この問題の解決に向けた今後の取組みを人権に関わる問題の解決につなげていくことを明示

平成12年(2000年)「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

.....平成14年(2002年) 特別措置法の期限切れ.....
3月に、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定

平成28年(2016年)「部落差別の解消の推進に関する法律」



6

「部落差別解消法」

(どの条文も大事ですが、本資料では、特に、第一条と第五条を掲載します。)

(目的) 第一条

この法律は、**現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている**ことを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、**部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題**であることに鑑み、部落差別の解消に関し、**基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定める**ことにより、部落差別の解消を推進し、もって**部落差別のない社会を実現することを目的**とする。

7

「部落差別解消法」

(どの条文も大事ですが、本資料では、特に、第一条と第五条を掲載します。)

(教育及び啓発) 第五条

国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

8